

再生計画案

平成 年 月 日

再生債務者 氏名 _____ 印

再生債務者代理人 氏名 弁護士 _____ 印

第1 再生債権に対する権利の変更

再生債務者は、各再生債権者からそれぞれが有する再生債権について、

- 1 再生債権の元本及び再生手続開始決定の前日までの利息・損害金についての合計額の _____ パーセントに相当する額
- 2 再生手続開始決定の日以降の利息・損害金については全額について免除を受ける。

第2 再生債権に対する弁済方法

再生債務者は、各再生債権者に対し、第1の権利の変更後の再生債権について、次のとおり分割弁済をする。

(分割弁済の方法)

再生計画認可決定の確定した日の属する月の翌月から

- _____年 _____か月間は、毎月 _____日限り、 _____%の割合による金員（1円未満の端数は切り捨てる。）（合計 _____回）
- 毎年 _____の _____回限り、 _____%の割合による金員（1円未満の端数は切り捨てる。）（合計 _____回）
- その他

(少額債権の特例)

(少額債権印字)

第3 共益債権及び一般優先債権の弁済方法

共益債権及び一般優先債権は、

- 随時支払う。
- 平成 年 月 日までに一括して支払う。
- 下記のとおり支払う。

支払方法（具体的に）

.....

第4 再生債権額が確定していない再生債権に対する措置

- (1) 再生債権者〇〇クレジット信用保証の再生債権について、別除権が行使されていない。
- (2) 別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分（以下「不足額」という。）が確定したときは、前記第2の定めを適用する。
- (3) 再生債権者〇〇クレジット信用保証から不足額が確定した旨の通知を受けた日に既に弁済期が到来している分割金については、当該通知を受けた日から2週間以内に支払う。